



不用品を買い取ると言ったのに、 貴金属を買い取られた!!



消費者庁
イラスト集より



おばあちゃん

リサイクル業者から「不用品を買い取る」という電話がきたんだ。ちょうど不要になった履物や着物、皿など処分したい物があるんだけど、業者が訪問してきたら、何、注意すつと良いんだ？ケロちゃん。

自宅で物品を買い取ってもらう「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられているケロ！特に高齢者からの相談が多いケロ！不要な勧誘はきっぱり断り、売るつもりのない貴金属やブランド品などは、安易に見せないように注意してケロ！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

◎訪問購入には、消費者を守るためのルールや制度が定められています

訪問購入心得

- 一、いきなり訪問してきた購入業者には対応しない
突然訪問して勧誘することは禁止されています。
- 一、事前に取り扱を承諾した物品以外売らない
売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付を求めてください。
- 一、売却後、8日間は物品を引き渡さない
書面交付から8日間は物品の引き渡しを拒むことができます。
- 一、むやみに貴金属を見せない、触らせない
- 一、おどされたり、帰ってくれない等があったら、警察へ

困った時はすぐにお近くの消費生活相談窓口、または、
『消費者ホットライン188（いやや）番』に相談してください。

消費者トラブルFAQサイトが開設されました！

国民生活センターでは、「消費者トラブルFAQサイト」を開設しました。これは、消費者トラブルにあわれた方にFAQ（よくある質問）形式でトラブル解決を支援する情報を提供するとともに、相談窓口等を案内するものです。



FAQサイトの特徴

- いつでも
- どこからでも
- 自分で解決法が調べられる



忙しい私にピッタリ♪

スマートフォンの場合はこちらから



←こちらの二次元コードを読み取ってアクセス



ケロちゃんの「エシカルミニ講座」

暑い夏を快適に

～お家でできる暑さ対策いろいろ～

《エアコン編》

- ・こまめなフィルター清掃で効き目アップ
- ・一つの部屋に集まって、エアコン稼働も1台に
- ・ドアや窓をしっかりと閉めて、冷やした空気を逃がさない
- ・扇風機などを使って部屋の空気を循環させる
- ・室外機に屋根をつけて直射日光を避ける



お部屋が暑いよ…

対策してみよう！
省エネにもなるよ！



《ほかにもいろいろ編》

- ・白熱電球をLED電球に交換する
- ・夏野菜や果物、かき氷などを食べる
- ・グリーンカーテンでお部屋を木陰に
- ・外出前はカーテンを閉めて遮熱する
- ・うちわや扇子、氷のうなどを活用する
- ・使わない家電の電源はOFFにする



消費生活無料法律相談会開催日

- ・8月9日（水）
- ・9月6日（水）

午後1時30分から
午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

(山形県庄内総合支庁内)

《開設時間》 午前9時～午後5時

(土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください